

はじめに

我が国の食料・農業・農村をめぐる情勢は、国際情勢の不安定化や気候変動における異常気象の頻発化、人口減少や高齢化により大きく変化しています。このような中、令和6(2024)年6月に農政の憲法とも言われる食料・農業・農村基本法が改正されました。そして本年4月11日には同法に掲げる「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の五つの基本理念に基づき、施策の方向性を具体化する計画として新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。

その際、平時からの食料安全保障を実現する観点から、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化に対応し、併せて、短期的な食料・農業・農村に係る課題の発生があっても対応できるよう、その計画期間を従来の10年から5年に見直し、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとしました。

また、基本計画の実効性を高めるため、国内外の情勢を含めた現状の把握、その分析による課題の明確化、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標、課題解決のための具体的施策及びその施策の有効性を示すKPIを設定し、少なくとも年1回、その目標の達成状況の調査・公表、KPIの検証によりPDCAサイクルによる施策の見直しを行い、計画の達成に向けた不断の取組を進めることとしております。

このような中、東北6県の耕地面積の合計は我が国の総耕地面積の約2割を占め、特に水稻の作付面積は我が国全体の4分の1を占めるなど、東北は我が国の食料供給において重要な役割を果たすとともに、農業は地域にとっても重要な産業となっています。東北における食料・農業・農村の維持・発展のために、食料の安定的な供給に向けてスマート農業の普及や生産基盤整備などを通じた生産性の向上を推進するとともに、農業経営の収益性を高め所得の確保や向上が実現できるよう付加価値の向上や海外から稼ぐ力を強化する輸出の促進にも取り組み、併せて環境と調和の取れた食料システムの確立、物理的・経済的食品アクセスの確保、食品産業の発展などに取り組むこととしております。

基本計画の策定に際し、皆様から貴重なご意見を沢山いただきましたが、本計画の着実な実行のためには、生産者、食品事業者、消費者等、食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携した「持続的な食料システム」を構築し、各関係者が自らの役割を果たすだけでなく相互理解と連携・協働を進めることが重要です。引き続き、皆様のお声をよくお聞きしながら本計画の推進に全職員が一丸となって取り組んでまいります。

今後とも、関係者の皆様のより一層の御理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。



改正食料・農業・農村基本法に基づく、初めての食料・農業・農村基本計画が、本年4月11日に閣議決定されました。

今回の基本計画では、改正基本法の趣旨を踏まえて、食料自給力の強化を図るとともに、海外からの稼ぐ力の強化を図り、こうした取組を通じて、農業経営力、収益力を高め、農業者の所得向上を実現することとしています。

昨今の農業を取り巻く情勢は、国際情勢や人口減少、あるいは気候変動により大きく変化しています。このような中、農業の構造転換を集中的に推し進めるには、この初動5年が極めて重要となります。そのため、従来10年間であった計画期間を5年間としました。また、本計画では、項目ごとに現状分析、課題の明確化を行い、それに対する具体的施策を掲げており、その施策の有効性を示す目標・KPIを設定しています。計画期間中においても、毎年目標・KPIの検証をしっかりと行うこととし、PDCAサイクルにより、施策の不断の見直しをすることとしています。

この東北におきましても、食料の安定的な供給に関し、生産性の向上、付加価値の向上や、輸出の促進により、農業経営の収益力を高め、農業者の所得確保や向上を図るため、農業者の皆様の声を常にお聞きしながら、関係機関と連携をしてまいります。

本計画を着実に実行していくためには、生産者、食品事業者、消費者の食料システム関係者の皆様方、また関係団体の皆様方との相互理解と連携・協働が重要となります。

東北農政局といたしましては、今後も現場を第一に、関係者の皆様の声をよくお聞きしながら、本計画の推進に全力で取り組んでまいりたいと覚悟でございます。

関係者の皆様のより一層の御理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

東北農政局長 菅家 秀人

